

別表第1（第4条、第6条関係）

見舞金の種類	見舞金の額 (1事件につき)	対象者	添付書類
遺族見舞金	30万円	次のいずれかに該当する者 (1) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の第1順位遺族であって、当該犯罪行為が発生した時に市民であったもの (2) 進学のため市外に居住していた犯罪被害者の父母である市民 (3) 遠隔地での勤務のために市外に居住していた犯罪被害者の配偶者及び子である市民	(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他犯罪行為により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類 (2) 犯罪被害を受けた時における申請者の住民票の写し又は本市に居所を有していることを証する書類 (3) 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部(個人)事項証明書(戸籍謄本・抄本)その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (4) 申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 犯罪被害者が遠隔地での勤務又は進学のため市外に居住していたときは、これを証する書類 (6) 交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又は公的機関の発行した証明書であって当該交通事故が確認できるもの (7) その他市長が必要と認める書類
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により第2条第5号アに規定する重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪	(1) 犯罪被害の発生日、状態、療養日数等を証する医師又は歯科医師の診断書その他の書類 (2) 犯罪被害を受けた時における申請者の住民票の写し又は本市に居所を有していること

		被害を受けた時に市民であったもの	を証する書類 (3) 交通事故の被害者であるときは、交通事故
精神療養見舞金	5万円	犯罪行為により第2条第5号イに規定する重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪被害を受けた時に市民であったもの	証明書又は公的機関の発行した証明書であって当該交通事故が確認できるもの (4) その他市長が必要と認める書類
性犯罪被害見舞金	10万円	性犯罪被害を受けた時に市民であったもの	

別表第2 (第5条関係)

助成金の種類	助成の内容	助成金の額等(1事件につき)	対象者
生活サポート費の助成	<p>日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者等が次に掲げるサービスを利用する場合の費用の助成</p> <p>(1) 家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他必要と認められる家事援助</p> <p>(2) 外出援助 通院等の付添い及び外出時の見守り</p> <p>(3) 育児及び介護援助 保育、保育園、幼稚園等の送迎、介護が必要な人の見守り、食事介助、排せつ介助その他必要と認められる</p>	<p>上限3,000円/時間 (上限30時間)</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 犯罪被害者と同居していた遺族である市民(当該犯罪被害が生じた時及び当該助成金の申請時に市民であるものに限る。以下この表において同じ。)</p> <p>(2) 犯罪被害者(重傷病又は性犯罪被害に限る。)である市民</p> <p>(3) 犯罪被害者(重傷病又は性犯罪被害に限る。)である市民の家族である市民</p>

	育児及び介護援助		
一時配食費の助成	犯罪被害を受けたことにより外出が困難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、一時配食サービス（配食サービスを業とする事業者により実施されるものに限る。）を利用する場合の費用の助成	上限1人1回1,000円/日 (犯罪被害を受けた日から30日以内。昼食又は夕食のいずれかとする。)	同上
一時保育費の助成	犯罪被害を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育を利用する場合の費用の助成	上限2,000円/日 (上限10日)	(1) 生活サポート費の助成対象者に同じ (2) 当該犯罪被害者の就学前の子を監護する者
一時居住費の助成	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来たすおそれや二次的被害若しくは再被害を受けるおそれがあるもの又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊したものに限る。）が、一時居住のため施設等を利用する場合における次に掲げる費用の助成 (1) ホテル又は旅館の宿泊料（サービス料を含み、飲食費を除く。） (2) 建物賃貸借に係る賃料（光熱水費、管理費、退去時の清掃に要する	上限20万円 (宿泊の場合 1人1夜につき 上限1万円)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 犯罪被害者と同居していた遺族である市民 (2) 犯罪被害者（重傷病、性犯罪被害又は放火被害に限る。）である市民 (3) 犯罪被害者（重傷病、性犯罪被害又は放火被害に限る。）である市民の家族である市民

	経費、備品等のレンタルに要する経費等を含むものとし、敷金、礼金、保証金等を除く。)		
法律相談費の助成	犯罪被害を受けたことにより法律問題の解決に向け弁護士に法律相談する必要が生じた犯罪被害者等が、弁護士に法律相談をする場合の費用の助成	上限1万5,000円/回 (上限3回)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 遺族である市民 (2) 犯罪被害者(重傷病又は性犯罪被害に限る。)である市民
弁護士費用の助成	犯罪被害を受けたことにより、刑事裁判において被害者参加制度を利用して被告人質問等を行う犯罪被害者等が、当該裁判に参加することに関し弁護士へ委託する場合の費用であって、次に掲げる要件を満たしているものの助成 (1) 対象者が、当該裁判に関し日本司法支援センターの支援を受けていないこと。 (2) 対象者が、当該裁判に被害者参加人として参加することについて弁護士と委託契約を締結していること。	(1) 裁判員裁判 上限20万円 (2) (1)以外の裁判 上限10万円	同上